

# 地域子ども・子育て支援事業の 主な検討課題と委員からの ご意見への対応方針について

地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、  
要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業

平成25年12月26日

## 地域子ども・子育て支援事業に関する検討状況等について

事業名	検討状況等
利用者支援事業	資料2-1において、事業の実施要綱案を提示。
放課後児童クラブ	12月16日に開催した当部会において報告書最終案を説明。
妊婦健康診査	資料2-2により、新しい基準案等を報告。
一時預かり事業	資料2-3においてこれまでの検討結果等を踏まえ、検討方針を提示・説明し、ご議論。
延長保育事業	
病児保育事業	資料2-4～2-6により、ご議論。
多様な主体の参入促進事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後、施設型給付等の公定価格の議論と併せて検討予定。
地域子育て支援拠点事業(②)	
乳児家庭全戸訪問事業(④)	
養育支援訪問事業(⑤)	本資料により、これまでの議論の整理。
要保護児童等に対する支援に資する事業(⑤-2)	これらの事業については、ご議論を踏まえつつ、必要な改善に努める。
子育て短期支援事業(⑥)	
ファミリー・サポート・センター事業(⑦)	

# 多様な主体の参入促進事業について

平成25年12月26日

# 1. 多様な主体の参入促進の検討に当たって

## ○検討の趣旨

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

## 【参考】

### ◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 2. 検討の視点

### <検討の視点>

- 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要。
- 一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要。
- 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、保育所、小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

### <主なご意見>

- ・多様な主体の参入は良いことだが、質の担保が重要。自治体毎に、事業者の監視や改善支援、助言、内部告発受付、是正勧告等を機能とするチームを設けてはどうか。
- ・多様な主体の参入に当たっては、ガイドラインの作成や、第三者評価、保護者による評価など、丁寧な対応により質を担保し、住民の理解を得ることが必要。そのための市町村の役割と責任は大きいことに十分留意すべき。
- ・新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者へのコンサルティングという要素を入れてはどうか。
- ・新規施設事業者は、事業参入の際の事務手続きに苦慮することがあるため、負担軽減を図るための配慮がないか。
- ・支援チームを設ける際は、責任や権限を明確にすべき。

## 【対応方針(案)】

- 平成26年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施する。  
※ 小規模保育事業等の連携施設に係る経過措置の1形態として、市町村の支援チームが小規模保育施設等を巡回支援することも含む。
- また、設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについても引き続き検討していく。

# 子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の改善」について

平成26年2月24日

## ファミリー・サポート・センター事業の充実

内容	所要額
提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度

(主な意見)

- ファミリー・サポート・センター事業を充実させることが必要。



## 利用者支援事業(法律により新設)

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2~3中学校区に1箇所) ※平成26年度予算案(利用者支援事業) 162億円	228~342億円程度

(主な意見)

- 非常に重要な事業であるのに、地方では利用者支援事業の趣旨がきちんと伝わっていないので、周知をして欲しい。
- 利用者支援事業に従事する適切な職員の確保と補助が必要。

## 実費徴収に伴う補足給付事業(法律により新設)

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	3億円～7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	52億円～103億円程度